

第1回 沼津市総合教育会議

日時：平成27年5月12日(火)

午後3時30分～

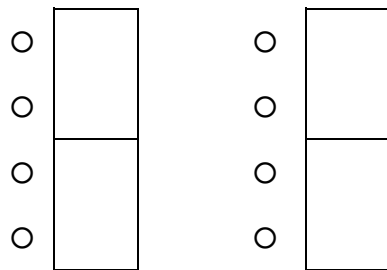
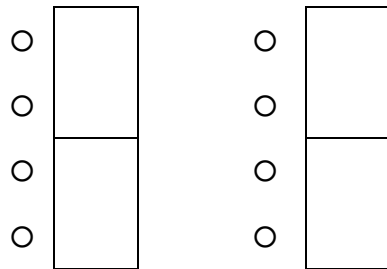
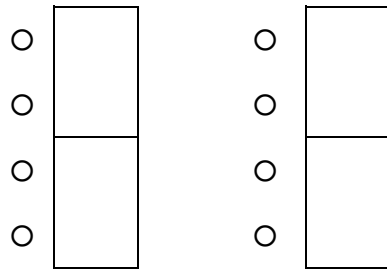
場所：沼津市民文化センター

第1練習室

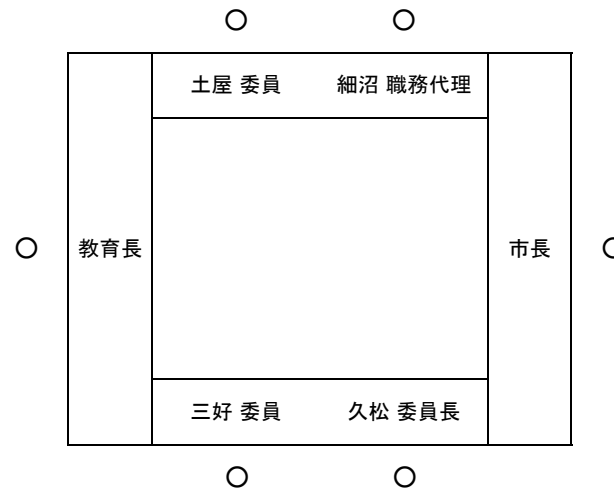
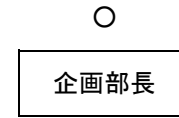
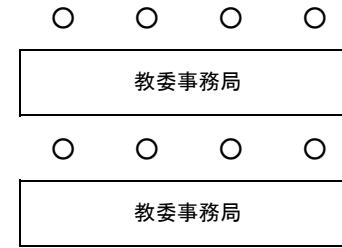
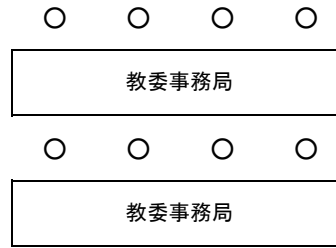
< 次 第 >

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 教育委員長挨拶
- 4 出席者紹介
- 5 協議・調整事項
 - (1) 総合教育会議の設置について
 - (2) 沼津市総合教育会議設置要綱（案）について
 - (3) 教育に関する大綱の策定について
 - (4) 今後のスケジュールについて
 - (5) その他
- 6 閉会

出入口



傍聴人席



沼津市総合教育会議の設置について

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、法第 1 条の 4 第 1 項により地方公共団体の長が総合教育会議を設けることが定められました。

教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

沼津市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条において「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、本市の教育に係る課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むため、沼津市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項についての協議及び事務の調整を行う。

- (1) 法第1条の3第1項に規定する市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、座長は、市長又は市長の任命した者とする。
- 3 教育委員会は、必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。
- 4 会議は、緊急を要し、やむを得ない場合には、市長と教育長の出席のみをもって開催することができる。この場合において、市長は、会議後速やかに教育委員会に報告するものとする。
- 5 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見聴取)

第5条 市長及び教育委員会は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、会議において非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- (1) 個人の秘密を保つため必要があると認める場合
- (2) 会議の公正が害されるおそれがあると認める場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上必要があると認める場合

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあつては、これを公表しないことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育企画室において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、公示の日から施行する。

沼津市総合教育会議傍聴要領（案）

- 1 会議は、傍聴することができる。ただし、その内容により非公開としたときは、この限りでない。
- 2 総合教育会議を傍聴する者は、傍聴人名簿にその住所、氏名を明記し次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食又は喫煙すること。
 - (5) 帽子、襟巻、外套の類を着用すること。
 - (6) 携帯電話等の通信機器を使用すること。
 - (7) 前各号のほか会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- 3 前項各号のほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。
- 4 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等を行うときは、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

教育に関する大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項により、地方公共団体の長が大綱を設けることが定められました。

大綱の策定により、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

大綱については、本年3月に改訂した「沼津市教育基本構想」の内容を参考にしながら、本会議にて協議・調整の上、本年度中に策定したいと考えています。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）**（大綱の策定等）**

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法（抜粋）**（教育振興基本計画）**

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）**（教育委員会の職務権限）**

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

今後のスケジュールについて

総合教育会議では、下記の内容について、本年度は4回程度、協議・調整を行う予定です。このほか、市長又は教育委員会が、特に必要があると判断した場合には、会議を開催し、協議・調整を行います。

平成27年度は、以下のスケジュールで会議を開催する予定です。

総合教育会議における協議・調整項目	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大綱の策定 ・ 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策 ・ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H27年度		●		●		●		↔			●	
		年次計画		大綱		重点事業		パブリック・コメント			大綱決定・報告	

※会議では、上記の内容に加え、教育課題や重点施策など、市長と教育委員会において協議・調整が必要な事項を設定します。